

頃日夜に入御用ト書付有之挑灯、多く町中持歩行候由、向後御用之外、一切持あるき申間鋪候、若自分用事等に、御用挑灯爲持歩行候者有之候は、召捕吟味可有之候間、此旨相心得、町中不殘様可被申渡候。

〔八水隨筆〕南郭先生小豆飯好物にて、膳に向はれし所へ、金華來られ、何を食し給ふ、あづきめし也、足下の食の俗なる事と笑われしよし、予思ふに金華先生鬼の首を、てうちの紋に付られしを、徂徠先生の見給ひて、金華が物ずきの俗なると笑はれしと也、尋常の人小豆めしを食し、鬼の首を畫してうちんとぼしたればとて、俗中には目にも立まじけれども、雅人の俗を弄ばる、は、却て雅のさたになるもあぢなものなり、

提燈工

〔明和〕京羽二重大全〔三〕諸職名匠

傘井 挑燈師

今出川升形町

御用 一本仁兵衛

猪熊三條上ル町

桔梗や市郎兵衛

〔守貞漫稿六生業〕挑灯張替

火袋ヲ携へ來テ、應求テ即時記號等ヲ描キ、桐油ヲヒキテ更之、又大坂ニテハ、詞ニ傘日ガサノツヅクリ、雨障子天窓ノハリカエト呼來ルモアリ、如詞應求補之ナリ、ツヅクリハ補フノ俗語、傘日傘等全紙ヲ修補スルニ非ズ、大小ノ破損ノミヲ修スルヲ專トス、挑灯ハ三都トモニ、全ク古火囊ヲ去テ、新灯囊ニカエルナリ、

〔天保十一年武鑑〕御挑燈師

佐内丁 境屋平兵衛

提燈價

〔三省錄後編五〕予或日小石川傳通院地内なる澤藏司、稻荷の開帳古記録を見しことあり、此開帳は享保十九甲寅年の四月朔日より初りて、同じく六月十一日までありしなり、尤其ころの錢の價も今とは相違にて、金一兩に付五貫二百文なり、是も右記録中に見ゆ、其記に曰く、○中略

一灯燈五柱 屋根板 釘次五寸 共 七匁七分五厘 一くわん八ツ 貳匁四分